

人 間 総 合 科 学 大 学

学 則 (案)

# 人間総合科学大学 学則（案）

## 〔目次〕

第1章 総則.....	3
第2章 大学の組織.....	3
第3章 教職員の組織.....	4
第4章 教授会.....	4
第5章 学年、学期及び休業日.....	4
第6章 修業年限及び在学年限.....	5
第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍.....	5
第8章 教育課程.....	6
第9章 授業及び学習指導.....	7
第10章 試験及び成績評価.....	8
第11章 卒業要件等.....	9
第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生.....	10
第13章 学費等.....	10
第14章 賞罰.....	11

別表第 1	入学検定料、学費等、その他	13
別表第 2-1 ~	別表第 2-7-4 (略)	14 ~ 56
別表第 2-8-1	心身健康科学科 (通学課程) 開設授業科目一覧	57
別表第 3-1-1 ~	別表第 3-6-4 (略)	58 ~ 63
別表第 3-7-1	心身健康科学科 (通学課程) の卒業の要件	64
別表第 4	学部、学科及び専攻の教育研究上の目的	65

# 人間総合科学大学 学則（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 人間総合科学大学（以下「本大学」という）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、よりよく生きるための知恵（knowledge for well-being）の創出を追求するとともに、深く人間を理解し、自立と共生の心を培い、時代を切り拓く新しい展望と視座に立って、わが国の発展、国際社会に貢献しうる創造性豊かな活力あふれる人材の育成を目的とする。

### （教育研究上の目的）

第1条の2 本大学は学部、学科及び専攻の教育研究上の目的を別表第4の通り定める。

### （自己点検及び評価）

第2条 本大学は第1条及び第1条の2の目的の達成及び教育研究水準の向上をはかる為、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価を行うにあたっての項目及び体制については、別に定める。

### （情報の積極的な提供）

第2条の2 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 大学の組織

### （学部・学科及び収容定員）

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置き、その収容定員を次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
人間科学部		
心身健康科学科（通信教育課程）	250名	1,000名
心身健康科学科（通学課程）	40名	160名
健康栄養学科	40名	160名
ヘルスフードサイエンス学科	15名	60名
保健医療学部		
看護学科	90名	360名
リハビリテーション学科		
理学療法学専攻	50名	200名
義肢装具学専攻	30名	120名

2 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）に前項に定める収容定員の範囲内で次のコースを置き、その収容定員を次のとおりとする。

コース	入学定員	収容定員
養護教諭養成コース	100名	400名
看護教員養成コース（3年次編入学）	40名	80名

### （大学院）

第3条の2 本大学に大学院を置く。

2 大学院については、人間総合科学大学大学院学則の定めるところによる。

(附置機関)

第4条 本大学に、次の附置機関を置く。

- 一 図書館
- 二 人間総合科学 心身健康科学研究所
- 三 インスティテューショナル・リサーチ室
- 四 地域・産学連携センター
- 五 国際交流推進室

2 附置機関に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教職員の組織

(教職員の組織)

第5条 本大学に学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、助手補、事務職員及び技術職員を置き、必要に応じて、副学長、補佐職、その他の職員を置くことができる。

- 2 学長は、本大学の全般に関して最終決定権を有し、校務をつかさどり所属教職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学長を補佐し、その学部に関する業務を遂行する。
- 5 事務職員を統括するため、事務局長を置き、学長を補佐し、事務全般に関する業務を遂行する。
- 6 前項のほか、大学運営に必要な役職職員を置く。それ等の役職職員については、別に定める。

### 第4章 教授会

(教授会)

第6条 本大学各学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、または10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第8条 学年を、次の2学期に分ける。

前期： 4月1日から9月30日まで

後期： 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、面接授業及び科目修了試験等の行われる日は除くものとする。

- 一 日曜日（人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）は月曜日とする。）
  - 二 国民の祝日に関する法律による日
  - 三 学園創立記念日 5月2日
  - 四 季節休業（学長が別に定めるものとする。）
- 2 前項の規定にかかわらず、休業日であっても授業を行うことができる。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、臨時の休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

### (修業年限及び在学年限)

第10条 本大学の修業年限は4年とし、8年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第1項第1号の規定により入学した者については8年から在学年数として認定された年数を減じた年数、同条第2号及び第3号の規定により入学した者については同条第2項により定められた在学すべき年数の3倍を超えて在学することはできない。

3 特別の事情により、第1項及び第2項における年数を超える在学を許可することがある。

## 第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍

### (入学の時期)

第11条 本大学の入学の時期は、学期の始めとする。

### (入学資格等)

第12条 本大学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育による12年の課程を終了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 四 高等学校卒業程度認定試験規則により高等学校卒業程度認定試験に合格した者、又は大学入学資格検定規程により大学入学資格検定試験に合格した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 満18歳以上の年齢に達し、本学において高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣が指定した者

### (入学の出願)

第13条 本大学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に、入学検定料(別表第1)を添えて願い出なければならない。

### (入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、書類審査若しくは選考試験を行う。その方法は、その都度定める。

### (入学の手続き及び許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

### (再入学、編入学、転入学、転学部、転学科)

第16条 次の各号の一に該当する者で、本大学への入学を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本大学を卒業、退学、又は除籍された者
  - 二 他の大学(外国の大学を含む。)を卒業、退学、又は除籍された者
  - 三 短期大学(外国の短期大学を含む。)、高等専門学校の専攻科及び修業年限が2年以上で、その他別に定める基準を満たす専修学校専門課程を卒業した者
- 2 学生が、本学の他学部への転入又は当該学生が在学している学部内の他学科等への転入を希望したときは、当該学部又は当該学科に収容力のある限り、選考の上、別に定めるところにより、相当年次に許可することができる。

- 3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。

#### (休学)

- 第17条** 傷病その他やむを得ない事由により、3カ月以上修学できない者は、医師の診断書又は事由を証明する書類を添付し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得た上で休学することができる。
- 2 休学期間は、1学期間（前期又は後期）を単位とする。
- 3 休学期間は、通算して8学期間を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

#### (復学)

- 第18条** 休学の事由が止んだ者は、学長の許可を得て、復学することができる。ただし、復学できる時期は、学期の始めとする。

#### (退学)

- 第19条** 傷病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、本学所定の用紙に退学事由を明記し提出すること。

#### (除籍)

- 第20条** 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍することができる。
- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - 二 第10条第1項に定める在学年限を超えた者
  - 三 第17条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
  - 四 履修申込みを怠り、督促してもなお行わない者
  - 五 成績不良の者
  - 六 死亡した者

#### (二重学籍の禁止)

- 第20条の2** 学生は、他の大学、短期大学または大学院の正規の課程に在籍してはならない。

## 第8章 教育課程

#### (授業科目)

- 第21条** 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）における授業科目は、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。
- 2 人間科学部心身健康科学科（通学課程）における授業科目は、別表第2-8のとおりとする。
- 3 人間科学部健康栄養学科における授業科目は、別表第2-3のとおりとする。
- 4 人間科学部ヘルスフードサイエンス学科における授業科目は、別表2-4のとおりとする。
- 5 保健医療学部看護学科における授業科目は、別表第2-5のとおりとする。
- 6 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法専攻における授業科目は、別表第2-6のとおりとする。
- 7 保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻における授業科目は、別表第2-7のとおりとする。

#### 第22条 削除

#### (栄養士及び管理栄養士国家試験受験の資格)

- 第22条の2** 栄養士の資格を取得しようとする者は、人間科学部健康栄養学科又は人間科学部ヘルスフードサイエンス学科に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。
- 3 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、人間科学部健康栄養学科に在学し、所

定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

**(教育職員免許状)**

**第22条の3** 教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状を取得するための課程を置き（以下「教職課程」という。）授業科目、単位数等について、必要な事項は別に定める。

3 本学の教職課程において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

学科等	免許状の種類
人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）養護教諭養成コース	養護教諭1種
人間科学部健康栄養学科	栄養教諭1種

**(保健師及び看護師国家試験受験の資格)**

**第22条の4** 保健師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部看護学科に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

**(理学療法士国家試験受験の資格)**

**第22条の5** 理学療法士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

**(義肢装具士国家試験受験の資格)**

**第22条の6** 義肢装具士国家試験受験資格を取得しようとする者は、保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

## 第9章 授業及び学習指導

**(授業)**

**第23条** 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）の授業は、通信授業、面接授業（メディア等を利用して行う授業含む）及び放送授業によって行う。

一 通信授業は、主として印刷教材により学修させる授業であり、面接授業は、大学設置基準第25条の方法による授業であり、放送授業は大学通信教育設置基準第3条の方法による授業である。

二 通信授業においては、学生は、所定の報告課題について学習報告（以下「テキスト課題」という。）を提出し、添削指導を受けるものとする。

三 放送授業においては、学生は、所定の課題を提出し、添削指導を受けるものとする。

2 人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の授業方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

**(単位の計算方法)**

**第24条** 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。

一 印刷教材による授業（以下「通信授業」という。）については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。

二 面接授業及び放送授業については、15時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定め

ることができる。

**第24条の2** 人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（通信授業に関する質疑）

**第25条** 通信授業に関する質疑は、所定の方法によって行うものとする。

（面接授業）

**第26条** 面接授業は、本大学又は本大学が指定する会場において実施する。

2 面接授業（メディア等を利用して行う授業を含む。）を行う時期及び会場は、別に定める。

## 第10章 試験及び成績評価

（人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）における試験）

**第27条** 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）における試験は、科目修了試験及び面接授業試験（以下「スクーリング試験」という。）等とする。

2 通信授業による各科目の履修は、テキスト課題を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。

3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング試験を受けなければならない。

4 放送授業による各科目の履修は、放送授業を視聴しかつ指定の時期にスクーリング試験に相当する試験を受けなければならない。

（科目修了試験）

**第28条** 科目修了試験を受験できる者は、当該科目のテキスト課題に合格した者とする。

2 科目修了試験は、本大学及び本大学が指定する会場において実施される。

3 科目修了試験を行う時期及び会場は、別に定める。

（人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部における試験）

**第29条** 人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部における試験は、前期及び後期のそれぞれにおいて、筆記、口述及び論文等の方法によって行う。

（成績評価）

**第30条** 成績は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点～0点）の5種類の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2 不合格者には、再試験等を行うことがある。

3 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、その理由が適当であると認められ、許可を受けた場合に限り追試験を受けることができる。

4 追試験及び再試験等受験の際には、別に定める手数料を納入しなければならない。

（単位の授与）

**第31条** 各授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 通信授業は、テキスト課題及び科目修了試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 3 面接授業は、出席が良好でかつスクーリング試験に合格した者について所定の単位を与える。
- 4 放送授業については、視聴を完了し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。

## 第11章 卒業要件等

### (進級の要件)

第31条の2 進級については別に定める。

### (卒業の要件)

第32条 卒業の認定には、次の各号に掲げる要件を全て満たすことを必要とする。

- (1) 本大学に休学、停学期間を除いて4年以上在学すること。ただし、第16条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数以上在学することとする。
- (2) 修得単位数は、次のとおりとする。
  - 一 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）は、別表第3—1に掲げる単位数
  - 二 人間科学部心身健康科学科（通学課程）は、別表第3—7に掲げる単位数
  - 三 人間科学部健康栄養学科は、別表第3—2に掲げる単位数
  - 四 人間科学部ヘルスフードサイエンス学科は、別表第3—3に掲げる単位数
  - 五 保健医療学部看護学科は、別表第3—4に掲げる単位数
  - 六 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻は、別表第3—5に掲げる単位数
  - 七 保健医療学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻は、別表第3—6に掲げる単位数

### (学位の授与)

第33条 前条の要件を満たす者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位を授与する。  
2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

### (学位の種類)

第34条 前条の卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

学部名	学科名	学位
人間科学部	心身健康科学科（通信教育課程）	学士（人間科学）
	心身健康科学科（通学課程）	学士（人間科学）
	健康栄養学科	学士（健康栄養学）
	ヘルスフードサイエンス学科	学士（食品健康科学）
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	義肢装具学専攻	学士（義肢装具学）

### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### (大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第36条 本大学は、教育上有益と認めるときは、高等専門学校専攻科又は修業年限が2年以上の専修学校専門課程における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。  
2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

### (入学前の既修得単位等の認定)

**第37条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学若しくは高等専門学校の特攻科及び修業年限が2年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行ったその他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第35条、第36条と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位認定の科目については、別に定める。

## 第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

**第38条** 授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本課程の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 大学の入学資格のない者が、科目等履修生として所定の科目の単位を修得したときには、正科生としての入学資格を与えることができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第39条 削除

### (特別聴講学生)

**第40条** 他の大学（短期大学含む）、高等専門学校及び専修学校専門課程若しくはその他文部科学大臣が別に定める学種又は外国の大学（短期大学含む）の学生及び卒業生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

### (外国人留学生)

**第41条** 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生としてこれを許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

**第42条** 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、本章の規定によるほか人間総合科学大学学則に定める規程を準用する。

## 第13章 学費等

### (学費)

**第43条** 人間科学部心身健康科学科（通信教育課程）の学費は分納とし、別表第1に定めるものとする。

2 人間科学部心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部の学費は分納とし、別表第1に定めるものとする。

### (学費等の納付)

**第44条** 学年ごとに別表第1に従って算出された学費等の金額を、所定の期日までに納めなければならない。

(復学等の場合の授業料)

第45条 復学する者は、復学する当該学期の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第46条 学期の途中で退学し又は除籍された者の該当年度分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第47条 休学期間中の場合は、別途定める在籍料を徴収する。

(編入学生及び特別聴講学生等の授業料等)

第48条 編入学生及び特別聴講学生の検定料及び納付金については、徴収する。

(学費の返還制限)

第49条 納入した学費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(手数料)

第50条 手数料については、別に定める。

## 第14章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第52条 本大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付することができる。

2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

---

附則

1 この学則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。ただし、第35、36、37、41条及び別表第5の改正規程は、平成12年度入学生より適用する。

附則

1 この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成15年 7月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成16年 1月30日から施行する。

附則

1 この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成17年 1月28日から施行する。

附則

1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年 6月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成20年 3月31日から施行する。

附則

1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

2 第3条第1項に規定する保健医療学部看護学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻及び義肢装具学専攻）の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
看護学科	80名	160名	240名
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	40名	80名	120名
義肢装具学専攻	30名	60名	90名

附則

1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成29年10月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和 8年 4月 1日から施行する。

## 別表第1

## 1. 入学検定料（第13条関係）

区 分	金 額					
	人間科学部				保健医療学部	
	心身健康科学科 (通信教育課程)	心身健康科学科 (通学課程)	健康栄養学科	ヘルスフードサイエンス学科	看護学科	リハビリテーション学科
正 科 生	10,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円

(注) 但し、センター試験を利用した入学試験を受験する場合は15,000円とする。

## 2. 学費等（第43条関係）

## (1) 正科生

区 分	金 額							
	人間科学部				保健医療学部			
	心身健康科学科 (通信教育課程)	心身健康科学科 (通学課程)	健康栄養学科	ヘルスフードサイエンス学科	看護学科	理学療法専攻	義肢装具学専攻	
入 学 料	30,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
*1 編 入 料	100,000円	—	100,000円	100,000円	—	—	—	
授 業 料	290,000円	950,000円	950,000円	950,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	
実験・実習費	—	50,000円	150,000円	150,000円	300,000円	200,000円	400,000円	
(2年目以降)	—	50,000円	200,000円	150,000円	400,000円	400,000円	450,000円	
施設設備費	—	250,000円	250,000円	250,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
システム管理・維持費	30,000円	—	—	—	—	—	—	
*2 教職課程費	100,000円	—	100,000円	—	—	—	—	
*2 教職課程スクーリング費	60,000円	—	—	—	—	—	—	
*2 看護教員養成コース登録料	240,000円	—	—	—	—	—	—	
*2 保健師選択コース登録料	—	—	—	—	50,000円	—	—	

\*1は編入学生のみ

\*2は登録者のみ

心身健康科学科（通信教育課程）の学費は分納とし、年2回指定された期日までに納入する。

心身健康科学科（通学課程）、健康栄養学科及びヘルスフードサイエンス学科並びに保健医療学部の学費は、年2回指定された期日までに納入する。

## (2) 科目等履修生等

区 分	金 額		
	心身健康科学科 (通信教育課程)	健康栄養学科	ヘルスフードサイエンス学科
登録選考料	10,000円	10,000円	10,000円
登録料	25,000円	30,000円	30,000円
授 業 料	・テキスト履修 1単位当たり	*2 10,000円	—
	・スクーリング履修 1単位当たり (メディア等を利用して 行う授業も含む)	15,000円	—
	・講義・演習 1単位当たり	—	20,000円
システム管理・維持費	10,000円/期	*2 10,000円/期	—
*1 教職課程費	100,000円	100,000円	—
*1 教職課程スクーリング費	60,000円	—	—

\*1印は登録者のみ

\*2印は教職課程登録者で、心身健康科学科（通信教育課程）の科目を履修する者のみ

学費等の納入は、指定日までに納入する。

公開講座等については別途定める。

別表第2-1 ~ 別表第2-7-4 (略)

P.14~P.56

別表第2-8-1 心身健康科学科（通学課程） 開設授業科目一覧（第21条第2項関係）

分野	授業科目名	必修・ 選択の別	単位数		
			講義・ 演習	実験・ 実習	
基本科目	基礎英語	必	2		
	論理的思考と表現法	必	1		
	アカデミックリテラシー	必	1		
	プレゼンテーション論	必	1		
	サイエンティフィックライティング	必	1		
	共創力育成領域	実用英語	選	1	
		サイエンスコミュニケーション学	必	1	
		科学英語	選	1	
		コミュニケーション入門	必	2	
		デザイン思考とイノベーション基礎	必	1	
		マーケティング論	必	1	
		ビジュアルコミュニケーション論	必	1	
	AI・データサイエンス・テクノロジー領域	コンピュータ入門	選	2	
		データサイエンスのための情報科学入門	必	2	
		AI・データ活用リテラシー	必	1	
		AI・データ倫理と社会	必	1	
		AI・データサイエンスと社会	必	1	
		データサイエンスのための基礎数学I（解析・幾何）	必	2	
		統計学	必	2	
		ウェルビーイングのための統計演習I	必	2	
		プログラミング入門	必	2	
		データサイエンスのための基礎数学II（情報数学）	選	2	
		ウェルビーイングのための統計演習II	選	2	
		プログラミング応用	選	2	
		AI活用入門	必	2	
		システム思考とデータサイエンス基礎	必	2	
		ビッグデータ解析-基礎	必	2	
		システム思考とデータサイエンス-応用	選	2	
		ビッグデータ解析-発展	必	2	
		ロボティクス基礎	必	2	
	先端テクノロジー概論	必	2		
	デジタル・フェノタイピング健康情報計測学	必	1		
健康情報処理学	必	2			
ストレス評価学	必	2			
ストレスマネジメント演習	必	1			
コア科目	ヒューマンI	必	2		
	ヒューマンII	必	2		
	心身健康科学I	必	2		
	心身健康科学II	必	2		
	ウェルビーイング演習	必	1		
	ウェルビーイング地域支援演習I	必	2		
	ヘルスデータインターンシップ	必	2		
	ウェルビーイングツアーズ	選	1		
	ウェルビーイング地域支援演習II	選	2		
	こころとからだのウェルビーイングプロジェクト	必	2		
	こころとからだのウェルビーイング探究I	必	1		
	こころとからだのウェルビーイング探究II	必	1		
	こころとからだのウェルビーイング探究III	必	1		
	こころとからだのウェルビーイング探究IV	必	1		
	こころとからだのウェルビーイング探究V	必	1		
	こころとからだのウェルビーイング探究VI	必	1		

分野	授業科目名	必修・ 選択の別	単位数		
			講義・ 演習	実験・ 実習	
分野別科目	心理学概論	必	2		
	行動科学概論	必	2		
	こころと行動の測り方	必	2		
	人間関係論	必	2		
	こころの科学と検査-基礎	必	1	1	
	こころの科学と検査-応用	選	1	1	
	こころの科学と実験-個人	選	1	1	
	こころの科学と実験-集団	選	1	1	
	カウンセリング入門	選	2		
	感性評価論	必	1		
	発達心理学	選	2		
	社会心理学	選	2		
	感情・行動パターンの心理学	選	2		
	臨床心理学概論	選	2		
	ストレス科学	必	2		
	心身関連の科学	必	1		
	体育	選		1	
	健康管理実習	選		1	
	人体の構造と機能	必	2		
	デジタル・フェノタイピング心身機能観察基礎演習	必	1		
	生命科学概論	必	2		
	栄養学	選	2		
	分子生物学	選	1		
	脳科学論	必	2		
	健康科学論	必	2		
	ライフスタイルと健康科学	選	2		
	公衆衛生学	選	1		
	臨床医学概論	選	2		
高齢者健康科学論	選	2			
女性健康科学論	選	1			
自律神経生理学	選	1			
免疫学	選	2			
予防栄養学	選	1			
文化・社会と人間	社会調査法-基礎	必	2		
	社会調査法-応用	選	1		
	社会調査実践I	選	2		
	社会調査実践II	選	2		
	人間環境論	必	2		
	ウェルビーイングと社会システム	必	2		
	持続可能型社会論	必	1		
	社会福祉論	選	2		
	比較文化論	必	2		
	文明の成り立ち	選	2		
	社会学概論	選	1		
	保健学	選	2		
	人間文化論	選	2		
	地球・生命史	選	2		
	高齢者福祉論	選	2		
	食べもの学	選	2		
	いのちの文化人類学	選	1		
	未来と人間	ウェルビーイング論	必	1	
		ポジティブコンピューティングI	必	2	
		ポジティブコンピューティングII	必	1	
		生命倫理学	必	2	
		ウェルビーイング実践I	選	1	
ウェルビーイング実践II		選	1		
演習合	人間総合科学の探究I	必	4		
	人間総合科学の探究II	必	4		
形 成 科 目 ア	職業・キャリア形成I	必	1		
	コミュニケーション演習	必	1		
科 共 目 通	職業・キャリア形成II	必	1		
	国際研修	選		1	
	ボランティア活動	選		1	

別表第3-1-1 ~ 別表第3-6-4 (略)

P.58~P.63

別表第3-7-1 心身健康科学科（通学課程）の卒業の要件（第32条関係）

授業科目の種類	卒業に必要な最低単位数 (必修科目単位数)	単位の修得上の要件 及び認定方法
基本科目	43	43単位以上を修得
コア科目	21	21単位以上を修得
分野別科目	こころとからだの関係 13	13単位以上を修得
	いのちと健康のしくみ 9	10単位以上を修得（「体育」及び「健康管理実習」から1単位以上を修得）
	文化・社会と人間 9	9単位以上を修得
	未来と人間 6	6単位以上を修得
総合演習	8	8単位を修得
キャリア形成科目	3	3単位を修得
	上記を含めて 124	—

別表第4 学部、学科及び専攻の教育研究上の目的（第1条の2関係）

人間科学部	人間に対する深淵な教養を基に、自立と共生の精神をもって、人々の食と栄養、心身の健康に関する多様な職業や社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
心身健康科学科 (通信教育課程)	「こころ」「からだ」「文化・社会」の側面から、人間を科学的、学際的に理解し、心身ともに健康で豊かに暮らせる社会構築を支援できる人材の養成を目的とする。
心身健康科学科 (通学課程)	「こころ」「からだ」「文化・社会」の側面から、人間を科学的、学際的に理解し、デジタル技術を活用して心身ともに健康で豊かに暮らせる社会の構築を支援できる人材の養成を目的とする。
健康栄養学科	「人間の総合的理解」「心身相関の理解」を基盤に、人間・生活と「栄養・食」との係りを科学的・統合的視点から追求し、健康や医療に係る様々な場面において、管理栄養士として活躍できる人材の養成を目的とする。
ヘルスフード サイエンス学科	「人間の総合的理解」「心身相関の理解」を基盤に、「食」と「栄養」に関する科学と「フードビジネス」について幅広く学び、健康で豊かに暮らすことができる社会を創造できる人材の養成を目的とする。
保健医療学部	人間に対する深淵な教養を基に、自立と共生の精神をもって、保健医療に関する職業や社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
看護学科	「人間の総合的理解」「心身相関の理解」を基盤に、看護学の基礎的な知識と実践応用能力を修得し、生涯にわたり看護師に必要となる資質と能力を身につけ、関連職種と連携・協働しながら、人々の健康の維持・増進、疾病の予防を支援する人材の養成を目的とする。
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	「人間の総合的理解」「心身相関の理解」を基盤に、理学療法学の基礎的な知識と実践応用能力を修得し、理学療法士に必要となる資質と能力を身につけ、関連職種と連携・協働しながら、運動機能や生活機能の回復、日常生活動作の改善を支援する人材の養成を目的とする。
リハビリテーション学科 義肢装具学専攻	「人間の総合的理解」「心身相関の理解」を基盤に、義肢装具学の基礎的な知識と実践応用能力を修得し、義肢装具士に必要となる資質と能力を身につけ、関連職種と連携・協働しながら、身体に適合する義肢・装具や福祉用具の提供をもって、人々の生活を支援する人材の養成を目的とする。

## 人間総合科学大学 人間科学部 教授会規程

制 定 日： 平成12年 4月 1日

最新改定日： 平成28年10月20日（理事会）

---

### （趣旨）

第1条 人間総合科学大学における人間科学部の教授会（以下「教授会」という。）については、この規程の定めるところによる。

### （構成員）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 人間科学部の教授、准教授及び専任講師及び助教
- (5) 事務局長又はこれに代わる者

2 前項にかかわらず、必要に応じてその他の教職員を構成員として又はオブザーバーとして出席させることができる。

### （招集、議長）

第3条 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ学長の指名した者がこれに代わるものとする。
- 3 学長に事故あるときには、あらかじめ学長の指名した者がこれに代わる。

### （会議の開催）

第4条 教授会は、原則として四半期毎に定例教授会を開催し、また、必要に応じて臨時に教授会を開催することができる。

2 前項にかかわらず、必要に応じて持ち回りによって審議を行うことができる。

### （定足数）

第5条 教授会は、構成員の過半数をもって成立する。

### （審議事項）

第6条 教授会は、人間科学部に関する次の各号に掲げる事項について滞りなく審議し、学長の決定にあたり速やかに意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、及び卒業に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び講義担当に関する事項

2 教授会は、人間科学部に関する次の各号に掲げる教育研究に関する事項について、学長から求めがあった場合には、審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学則に関する事項（軽微なものを除く）
- (2) 学生の表彰に関する事項
- (3) その他学部の学術研究に関する事項
- (4) その他学長の諮問事項

3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる事項について、学部及び大学院に共通な事項を審議することができる。

### （連絡事項）

第7条 教授会では、以下の事項に付き教員間の相互連絡を図るものとする。

- (1) 各種委員会に関する事項

- (2) 授業に関する事項
- (3) 卒業研究に関する事項
- (4) 学生の試験に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 教育及び研究予算に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

**(議決)**

**第8条** 教授会の議決は、特別の定めのある場合のほかは、出席者の過半数で決する。

**(代議員会等)**

**第9条** 人間科学部に、教授会の構成員の一部をもって構成される代議員会を置き、第6条の一部について学長は、審議を委ねることができる。

- 2 代議員会の議決については、教授会の議決とする。
- 3 代議員会に関する事項は、別に定める。

**(学科会議)**

**第10条** 学部の各学科において学科会議を開催することができる。

**(報告)**

**第11条** 議長は、教授会において審議された事項等を、学長及び理事長に報告する。

- 2 第4条第2項の持ち回りによる審議が行われた場合には、議長は審議された事項等を次の教授会において、報告する。

**(議事録)**

**第12条** 教授会開催の都度、議事録を作成するものとする。

**(改廃)**

**第13条** この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

---

**附則**

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成15年 7月20日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成21年 3月16日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成22年 3月24日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成23年 5月24日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

**附則**

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。